辰野町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和2年4月7日(火)午後3時00分から午後3時57分
- 2. 開催場所 役場1階 第2会議室
- 3. 出席委員(12人)

会長 1番 福島 正一郎

会長職務代理者 2番 新村 幸子

委員 3番 瀬戸 真一

5番 小澤 さよみ

7番 中村 良治

推進委員 宇治 元一

根橋 正美

野澤 洋光

吉江 平二

野澤 典生

古村 孝

宮島 勇

4. 欠席委員(2人) 原 美子

一ノ瀬 律生

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

<農業委員会ネットワークへの諮問案件確認>

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

議案第5号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について

議案第6号 農業振興地域整備計画の軽微な変更について

議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

報告事項

(1)農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 赤羽 裕治

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 高倉 健一郎

書記 役場産業振興課農政係係員 小松 由季

役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

(開会)

<福島会長>

おはようございます。短時間で早く終了したいと思いますのでよろしくお願いします。今日の総会ですが、4番原委員と6番一ノ瀬委員が欠席ということですので、よろしくお願いします。今年度から課長補佐が代わりましたので、新任の挨拶をお願いしたいと思います。

<高倉事務局次長>

先ほど皆様に名刺をお渡しさせていただきましたが、この4月1日より事務局の体制が代わりまして、まちづくり政策課のほうから農政係に移動してまいりました高倉健一郎と申します。よろしくお願いいたします。お見受けしたところ、何人か知っていてくださる方もいらっしゃいまして、心強く思います。1年間頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<新村職務代理>

みなさん、こんにちは。4月に入りまして、令和2年度が始まったわけですけれど、高倉事務局 次長さんを新しくお迎えしまして、また今年の活動が無事にできますように皆さんまたよろしくお願 いいたします。ではただ今から辰野町農業委員会総会を開催いたします。

(会長あいさつ)

<福島会長>

今年から新体制でということで高倉補佐を迎えまして、また1年間一生懸命頑張ろうと思いますのでよろしくお願いします。今年はコロナが世界的に増えまして、JAの関係もアルストロメリア等の花を買ってくれる人がいないということがありまして、非常に困っているということです。ボチボチ芽が出てくるアスパラもあるし、早くコロナも引けて、皆が楽しく農業ができるようになってもらいたいと思います。今日はそういった中で、短時間で終了したいと思いますので、皆様のご協力をよろしく

お願いします。

(議事録署名委員の指名)

<福島会長>

5番の小澤委員さんと7番の中村委員さん、よろしくお願いいたします。課長がまだ来ていないので、議事の前に先に5番のその他を順次事務局から説明をお願いします。

その他

- ○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について →新しい記録簿を使用して、該当案件のある方は総会終了後に提出してください。
- ○農地調整ハンドブック(令和2年3月改訂版)の配布(事務局 小松) 従来の冊子タイプから加除式に変更。任期終了後は次期委員へ引継ぎ。
- ○農地相談活動等の情報共有について(事務局 中澤) 別紙参照(前年度からの経過も含めた案件、新規掲載)

<赤羽事務局次長>

議会でコロナ関連の説明をしてきたため遅れましたが、前後してしまいますけれど辰野町農業委員会総会の進行を務めさせていただきます。3月の総会の初めの挨拶のときも説明させていただきましたが、新型コロナウィルス感染拡大防止というなかで、必要な会議については1時間以内に終わらせるというように提唱されています。農業委員会については協議、事務ということが加わる中で、審議されないと事務的な部分が滞ってしまうということでございますので、こういう時期ではありますがお集まりいただいたわけです。ありがとうございます。今月は農地法の案件も少ないので、よろしくお願いします。先ほど、新たな人事で決まりました事務局次長より自己紹介がありましたが、新たな体制で事務局も1年間頑張りたいと思います。

議事に入る前に、先月宇治推進委員よりご質問のありました件ですが、農地から太陽光発電に 転用する際に申請があった発電出力を超えて発電できるのかということでしたので、事務局から説明させていただきます。

<事務局 小松>

今説明がありました件につき、太陽光発電協会代行センターという所に確認しましたところ、発電 出力を超えることはできない仕組みになっているということでした。太陽光発電の事業者は各電力 会社と契約を結び、その契約を国が確認して認定許可する仕組みになっており、電力会社の方で 契約している発電出力を超えないような設定がされているということです。発電出力を変更する場合も、電力会社や国の許可を得てからになるとのことです。変更する際は、0.1kw 単位で出力を上げた分だけ価格も下がるため、現在は発電出力を上げる人はほとんどいないという話も聞きました。以上、先月の質問の回答とさせて頂きます。

(議事)

<福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番朗読】

<高倉事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

1番、岡谷市赤羽…丁目…番…号にお住まいのAさんが所有いたします、

大字小野字北ノ原…番、地目は畑、面積478㎡および、

大字小野字北ノ原…番…、地目は畑、面積509㎡および、

大字小野字北ノ原…番…、地目は畑、面積198㎡および、

大字小野字北ノ原…番…、地目は畑、面積837㎡および、

大字小野字北ノ原…番…、地目は畑、面積126㎡および、

大字小野字北ノ原…番、地目は畑、面積659㎡および、

大字小野字北ノ原…番、地目は畑、面積503㎡および、

大字小野字北ノ原…番…、地目は畑、面積596㎡および、

大字小野字拝垣外…番…、地目は田、面積604㎡および、

大字小野字拝垣外…番…、地目は田、面積433㎡および、

大字小野字拝垣外…番…、地目は田、面積1097㎡および、

大字小野字拝垣外…番…、地目は田、面積1142㎡

以上12筆、計7182㎡を、

大字小野…番地にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは、申請地を相続にて取得しましたが、町外にお住まいで耕作予定もないことから、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のAさんは休耕地だった申請地を取得し、隣接する農地所有者とともに、一体的にそばや大豆の耕作を行うなど、農業経営の拡充をしたいということで申請がありました。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であ

ります。農地取得後の農業経営面積は77アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、中村委員、宇治推進委員から意見書をいただいております。

<中村委員>

先ほど事務局から説明がありました問い合わせ一覧の関係で、以前太陽光への転用の噂があった所ですが、場所的には(場所の説明)であります。地図を見ていただくとわかりますように(場所の説明)の畑のまとまりのある所です。まだ一部所有権の移転が残っているところもありますが、ゆくゆくは一帯的にそば、大豆の作付けをされたいということであります。田んぼの関係については、地図の下側の、(場所の説明)の前の田が1枚、(場所の説明)に囲まれたところが2枚、(場所の説明)に囲まれたところが1枚あり、Aさんの所有する畑、田、山林等も一部ありますが、これらをBさんに譲っていきたいということでありますのでよろしくお願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<高倉事務局次長>

利用権の設定であります。計7件、11筆、面積は13,350 ㎡、詳細は議案書の5ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<高倉事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計1件、17筆の利用権の設定であります。

詳細は議案書の8ページのとおりでございます。農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と

- 9筆、11,667 ㎡について 10年9ヶ月の使用貸借権を、
- 1筆、1,166 ㎡について 10年9ヶ月の賃借権を、
- 6 筆、1,305 ㎡について 7 年 9 ヶ月の賃借権を、
- 1 筆、835 m²について 5 年 9 ヶ月の使用貸借権を

設定するものです。ご審議をお願いします。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)について】

<高倉事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の8ページのとおりであります。

- Aさん ~ 2 筆、2,353 ㎡について 10 年 9 ヶ月の使用貸借権を、
- Bさんへ6筆、8,462 m について10年9ヶ月の使用貸借権を、
- Cさん ~ 1 筆、852 ㎡について、10 年 9 ヶ月の使用貸借権を、
- $D \sim 7$ 筆、2,471 ㎡について 7年9ヶ月の賃貸借権を、
- 同じくDへ1筆、835 mについて5年9ヶ月の使用貸借権を

設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構とA さん、Bさん、Cさん、Dとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員 会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<福島会長>

この件について質問、ご意見等ありましたらお願いします。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第5号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について】

<高倉事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。 地図は2ページをご覧ください。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する 区域は辰野町大字赤羽…番…です。詳細は議案書のとおりでありますが、申請地は空き家 バンクに登録した物件に隣接する農地であり、農業委員会で別に定めております要件を満 たしておりますので、新たに1筆を設定区域としたいと考えております。

この件につきましては、瀬戸委員、宮島推進委員に現地をご確認いただいております。

<瀬戸推進委員>

この間の30日に、事務局2人、私、宮島推進委員とで現地確認をいたしました。境界、杭等はしっかり入っており、空き家に隣接している農地ということで、現状は休耕地になっていますが、問題なく農地に戻ると判断できましたのでよろしくお願いします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見質問がありましたらお願いします。無いようでありますので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第6号、農業振興地域整備計画の軽微変更について】

<高倉事務局次長>

農業振興地域整備計画の軽微変更でありますが、こちらは軽微な変更ということで農振農用地からの除外ではなく用途の変更を行うものであります。

農振農用地の除外につきましては年に2回、農業振興地域整備促進協議会で審議しておりますが、 農地法第4条の届出等軽微な変更に関する用途区分の変更に関しては、農業委員会で審議可能 の案件とされております。農業振興地域整備促進協議会は、次回9月開催予定でありますが、申請 者の利益を鑑み、本日の農業委員会総会にて、ご審議いただくこととさせていただきました。

それでは申出の概要であります。

地図は3ページ、配置図は4ページをごらんください。辰野町大字伊那富…番地…にお住まいの Aさん所有の大字伊那富…番…、地目は田、面積482㎡のうち78㎡を農業用倉庫として利用する ための申請です。トラクター等の農業用機材を収納する倉庫を建設のため、用途変更を行うもので ありますので、ご承認をお願いします。

また、自己所有の土地での農業用施設への転用に関しては、「農地法第4条の規定による農地

を農業用施設に供することの届出」が必要となります。用途の変更が承認されましたら、届出書類を受理し、来月以降の総会の報告事項とさせていただきます。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見質問がありましたらお願いします。無いようでありますので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第7号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について】

<赤羽事務局長>

この申し合わせ決議につきましては、1月の総会におきまして決議をいただいたものです。他 県の農業委員会におけます農地法違反による部分が見受けられ、逮捕者まで出ているとい う部分を受けて、綱紀粛正の徹底を図るというなかで、年1回は申し合わせの決議を図る ということであります。年度当初にお知らせをするようにということでありますので、今 回は議案7号ということで議案に上げさせていただき、決議をしていただきたいと思いま す。内容につきましては前回読み上げさせていただいておりますので、特に読み上げはい たしませんけれど、よろしくお願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見質問がありましたらお願いします。無いようでありますので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<高倉事務局次長>

それでは報告事項です。

(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、合意解約計 3 件、議案書の 15 ページ の通りであります。

報告事項は以上でございます。

以上をもちまして、議事の部分につきまして終了いたします。引き続きその他をお願いします。

その他つづき

○別荘・レクリエーション施設に係る転用制限の廃止について(事務局 小松) 令和2年4月1日より施行。変更内容については別紙参照。 ○令和2年度からの全国農業新聞の紙面構成及び読者向けサービスの充実等について (事務局 小松)

別紙参照

- ○辰野町農業委員会会服の配布について(事務局 小松) ブルゾン(薄手)¥5005、ポロシャツ¥2090 来月中旬頃を予定しているえごま栽培作業時にお披露目。 現地確認時、パトロール、各種研修会、えごま作業等で着用し、農業委員会をPR。
- ○次回委員会総会開催日:5月1日(金) 午後2時00分から 役場第6会議室 (総会決定日から変更)
- えごま栽培説明会について(事務局 小松) 4月17日に予定していたが、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため中止 →資料は昨年のものを事務局にて用意してあるので案内してもらう。

<根橋推進委員>

4月22日9時半~下横川営農センターにて夏そばの勉強会開催。 関心のある方は参加してください。

<赤羽事務局長>

ご審議ありがとうございました。伊那保健所管内でも発表された通りで、まだまだ収まる気配はありませんが、本日の会議は短時間でご協力いただいたなかで、終了することができありがとうございました。町としてもこういう事態を受けて、各区でも予定の会議等延期できるものは延期、中止できるものは中止ということでご案内をし始めたところであります。なかなかこうして皆さんと顔を合わせての機会が減ってくるんじゃないかという部分もあるわけですけれど、情報を密にとりながらやっていきたいと思います。ご案内のとおり、歓送迎会につきましても中止というご連絡をさせていただきましたのでよろしくお願いいたします。

(閉会)

<新村職務代理>

この後予定されておりました歓送迎会も中止ということで、非常に残念ですけれど、これからの活動の中で皆さんと親睦を深めていきたいと思っております。以上をもちまして辰野町農業委員会総

会を閉会いたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

	1	日	月	牛	令和	
E	長		会			
F	署名人	事録署	議			
E	要名 人	車緑 罗	謠』			